

## 令和5年度「地域歯科衛生活動」事業助成交付要項

### 1 目的

地域住民の歯科口腔保健の向上に関する事業をより一層推進するため、申請団体等の地域歯科衛生活動に対して助成金を交付する。

本助成は「歯科口腔保健の推進に関する法律」の制定・公布（平成23年8月10日）を記念し、平成24年度から実施する。

### 2 対象団体

- (1) 「地域歯科衛生活動」事業を主催事業（共催等含む）として実施する都道府県歯科衛生士会。
- (2) 日本歯科衛生士会が指定する対象事業を、主催事業（共催等含む）として実施する団体または関係機関。

### 3 対象事業

地域住民の歯及び口腔の健康づくり、生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の維持・向上等、歯科口腔保健の推進に寄与する事業であること。

事業項目は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 母子歯科保健事業
- (2) 学校歯科保健事業
- (3) 事業所歯科保健事業
- (4) 成人歯科保健事業
- (5) 障害(児)者歯科保健事業
- (6) 高齢者・要介護高齢者の歯科口腔保健事業
- (7) 食育推進事業
- (8) 多職種連携・協働による歯科口腔保健推進事業
- (9) その他歯科口腔保健推進事業

### 4 留意事項

- (1) 事業の実施内容及び実施方法が他の地域においても応用できるものであり、かつ普遍性の高いものであること。
- (2) 事業実施にあたり、可能な限り、行政、歯科医師会、教育機関など関係機関および団体等と連携や協力が得られるものであること。
- (3) 同一事業の申請は3年を限度とする。
- (4) 事業の成果については、歯科衛生だより、日本歯科衛生士会ウェブサイト等への掲載、また、オンデマンド配信による報告動画の作成を依頼することがある。  
さらに、日本歯科衛生学会学術大会等での発表および学会雑誌への投稿を目指すものであることが望ましい。

## 5 事業実施期間及び交付額

- (1) 原則として、事業は4月1日以降に開始し、翌年2月末日までに完了すること。
- (2) 申請は各団体1件とし、事業助成件数は予算の範囲内とする。
- (3) 令和5年度の助成交付額は1件につき30万円以内とし、経費支出基準は別紙のとおりとする。

## 6 申請手続き

- (1) 助成金の交付申請を行う団体は、所定の書式に必要事項を記載の上、日本歯科衛生士会事務局宛に書留郵便、レターパックなど書類の追跡が可能な送付方法により、期限内に提出する。
  - ① 助成金交付申請書（様式1）
  - ② 予算内訳書（様式2）
- (2) 助成金交付申請書等の提出期限  
令和5年3月13日(月)～4月3日(月)（必着）

## 7 助成団体の選定及び決定

地域歯科衛生活動助成事業審査委員会において審査選定し、理事会にて報告・承認後、助成団体を決定する。

なお、審査委員会の運営に関して必要な事項は別途定める。

## 8 助成金の返還

申請内容と異なる事実が生じた場合は、助成金の返還を求める。

また、事業が助成交付額より少額で完了した場合は、残額の返還を求める。

## 9 報告書の提出

- (1) 助成対象事業が完了した時は、所定の書式に必要事項を記載の上、日本歯科衛生士会事務局宛に書留郵便、レターパックなど書類の追跡が可能な送付方法により、期限内に提出する。
  - ア 事業報告書（様式3）
  - イ 会計報告書（様式4）
  - ウ 助成対象経費を支払ったことを証明する領収書等原本の添付。  
ただし、やむを得ない理由で原本提出が難しい場合は、写を可とする。  
(その場合、領収書等原本は実施団体が保管し、保存期間は日本歯科衛生士会会計及び財産管理規程第22条の(3)証憑書類により、7年とする。)
  - エ 写真、チラシ、パンフレット等、事業実施を確認する資料
  - オ 提出の事業報告書は、令和5年度地域歯科衛生活動事業助成報告書にとりまとめ、日本歯科衛生士会ホームページに掲載する。
- (2) 提出期限  
令和6年3月11日(月)（必着）

## 10 申請書及び報告書提出先

公益社団法人日本歯科衛生士会 地域歯科衛生活動助成事業審査委員会宛  
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19  
電 話 03-3209-8020  
E-mail jimukyoku@jdha.or.jp

